

有料職業紹介基本契約書

株式会社ABC（以下「甲」）と株式会社Hatch PLANNING（以下「乙」）は、乙が行う職業安定法に基づく有料職業紹介サービスに関し、次のとおり基本契約（以下「本契約」）を締結する。

第1条（目的及び定義）

1. 本契約は、乙が甲の人材採用に関して行う有料職業紹介業務の基本条件を定める。
2. 各求人案件の具体的条件は、甲が提出する求人申込書（以下「求人票」）により定める。

第2条（委託事項）

甲は乙に対し、甲の採用活動に関し次の業務を委託し、乙はこれを受託する。

1. 甲の求人要件に適合する候補者の紹介
2. 前項に掲げる業務に付随する相談・助言、候補者のサーチ及びスカウト、選考支援、面接日程の調整及び条件交渉の補助

第3条（労働条件の明示）

1. 甲は、求人票において、職業安定法第5条の3に定める事項（従事すべき業務〔雇入れ直後〕及びその変更の範囲、就業場所〔雇入れ直後〕及びその変更の範囲、有期契約における更新の有無及び更新の基準等）を明示する。
2. 前項の事項に変更が生じたときは、甲は速やかに求人票を更新し、乙に通知する。

第4条（求人票の提出及び受領）

1. 甲は、求人票を電子メール又はクラウドフォーム等の電磁的方法により提出できる。
2. 甲が求人票を提出し、乙がこれを受領したときは、当該求人について本契約に基づく業務の履行を開始するものとする。

第5条（求人情報の掲出）

1. 甲は、乙による求人情報の媒体掲出又はウェブサイト掲載を許諾する。ただし、甲が機密と指定した情報は除外する。
2. 甲は、必要があるときは掲載の停止又は修正を求めることができ、乙は合理的な範囲でこれに応じる。

第6条（候補者情報の提供及び取扱い）

1. 乙は、候補者本人の同意に基づき、採用選考の目的の範囲内で経歴その他の情報を甲に提供する。
2. 甲は、提供された候補者情報を採用選考の目的の範囲内でのみ利用し、第三者提供又は目的外利用をしない。
3. 甲は遅滞なく採否を乙に通知する。

第7条（重複応募の確認）

1. 甲は、乙から候補者情報（氏名その他照合に足りる情報）の提供を受けた日から3営業日以内に、当該候補者について甲における先行応募又は選考進行の有無（直近6か月以内）を乙に通知する。
2. 甲が前項の期間内に通知しないときは、先行応募等はないものとして取り扱う。
3. 乙は、候補者に他経路応募の有無を確認し、判明した事項を速やかに甲に共有する。

第8条（採用の取扱い〔みなし採用〕）

1. 乙が紹介した候補者と甲が雇用契約その他これに準ずる契約を締結したときは、採用とみなす。
2. 乙が当該候補者を甲に紹介した日から起算して12か月以内に当該候補者を採用したときも、前項と同様とする。
3. 採用の形態（無期・有期、正社員・契約社員・パート・アルバイト等）を問わず、本条の適用がある。
4. 甲が実質的に支配する会社又は甲のグループ会社における採用についても、本条を準用する。

第9条（紹介手数料及び支払）

1. 甲は、乙の紹介により採用された者について、紹介手数料として、当該採用者の理論年収の30%（ただし最低50万円）を支払う。理論年収の計算方法は以下のとおりとする。
 - (1) 月給制の場合：〔基本給、各種固定手当（役職手当・資格手当・住宅手当等）、固定残業代〕の合計額 × 12か月 + 賞与（直近実績又は予定額）。
 - (2) 年俸制の場合：提示された年俸額全額。
 - (3) 日給制の場合：日給額 × 所定労働日数（月平均21日とする） × 12か月。
 - (4) 時給制の場合：時給額 × 1日の所定労働時間 × 所定労働日数（月平均21日とする） × 12か月。
 - (5) 交通費その他実費精算項目は含めない。
 - (6) 上記により算定困難な場合は、求人票に記載された労働条件に基づき、乙の定める基準に従って算定する。
2. 紹介手数料は入社時に発生し、甲は乙の請求（電磁的方法による交付を含む）に基づき、請求書到達後翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
3. 採用された候補者が入社日から起算して90日以内に自己都合により退職した場合、もしくは本人の重大な責に帰すべき事由に基づき、社会通念上妥当と認められる理由によって解雇された場合、乙は受領済手数料の一部を返還する。返還割合は次のとおりとする。
 - (1) 30日以内：80%
 - (2) 30日超60日以内：50%
 - (3) 60日超90日以内：30%
4. 前項は、甲の都合による入社取消、試用期間中の本採用否決、会社都合退職、内定時と著しく異なる労働条件への一方的変更、その他甲に主として起因する事由がある場合には適用しない。
5. 甲が支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払う。
6. 手数料及び遅延損害金には消費税等相当額を加算して請求する。
7. 振込手数料は甲の負担とする。
8. 甲は、乙の事前承諾なく本契約に基づく債権債務を相殺しない。

第10条（禁止事項及び倫理）

1. 乙は、不当な早期転職の勧奨、採用後の引抜きその他甲の人材定着を損なう行為を行わない。
2. 甲及び乙は、関係法令、行政通達及びガイドラインを遵守し、不正な利益供与を行わない。
3. 甲及び乙は、候補者又は相手方に対し、虚偽又は誤認を生じさせる表示をしてはならない。
4. 甲は、乙の事前承諾なく候補者へ直接接して内定提示や雇用契約の締結を行うなど、乙の紹介によらない採用活動をしてはならない。また、候補者と結託し形式上は不採用としつつ実質的に採用する等の偽装行為もしてはならない。
5. 甲は、乙が提供する候補者情報を当該求人案件の選考以外の目的で利用してはならず、また自社や甲のグループ会社その他第三者に二次利用してはならない。
6. 前二項に違反して候補者が採用された場合、当該採用は乙の紹介による採用とみなし、乙の紹介日から12か月以内の採用であるときは第9条に基づく紹介手数料を支払うものとする。

第11条（秘密保持及び個人情報）

1. 甲及び乙は、相手方から提供を受けた営業上又は技術上の情報並びに候補者その他の個人情報（以下「秘密情報」という）を秘密として管理し、目的外に利用せず、相手方の事前の書面承諾なく第三者に開示しない。ただし、次の各号に該当するものは秘密情報に含まれない。
 - (1) 受領の時点で公知であったもの又はその後受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (2) 受領の時点で受領者が既に保有していたもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの
 - (4) 秘密情報によらず独自に開発したもの
2. 甲及び乙は、個人情報保護法その他の関連法令に従い、個人情報を適切に取り扱い、安全管理措置を講じる。業務委託先、専門家又はクラウドサービス等を開示する場合は、必要最小限の範囲で行い、当該第三者に本条と同等の秘密保持義務を課す。
3. 乙が作成又は提供する候補者資料等の知的財産権は乙に帰属し、甲は採用選考以外の目的の使用、第三者提供、複製又は改変をしてはならない。
4. 法令又は裁判所・行政機関の要請に基づき開示が必要となる場合、開示当事者は、法令上許される限り、相手方に速やかに通知する。
5. 本契約が終了したときは、相手方の指示に従い、秘密情報を返還又は削除・廃棄する。

6. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当せず、また反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明し、保証する。
2. 甲又は乙が前項に違反した場合、又は反社会的勢力に該当すると合理的に判断できる相当の事由がある場合、相手方は何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除できる。
3. 前項の解除により相手方に生じた損害について、解除権者は相手方に対して一切の責任を負わない。

第13条（有効期間及び解除）

1. 本契約の有効期間は、締結日から**1年間**とする。期間満了の**30日前**までにいずれからも書面（電磁的方法を含む）による解約の申出がないときは、同一条件で自動更新する。
2. 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて書面で催告したにもかかわらず是正されないときは、本契約を解除できる。職業紹介事業の許可取消又は業務停止、破産又は民事再生の申立てその他これらに準ずる重大な事由が生じたときは、催告を要せず直ちに解除できる。
3. 本契約の終了は、終了前に発生した金銭債権債務の履行を妨げない。

第14条（不可抗力）

1. 天災地変、感染症の流行、法令の制定改廃その他当事者の合理的支配を超える事由により履行が困難となった場合、当事者はその限度で責を負わない。当事者は遅滞なく相手方に通知し、影響の軽減に努める。
2. 前項は、到来済みの金銭債務の支払義務には適用しない。

第15条（損害賠償及び責任の範囲）

1. 甲又は乙は、本契約違反により相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた通常かつ直接の損害を賠償する。ただし、故意又は重過失による場合を除き、乙の賠償責任の上限は当該採用に係る紹介手数料額（各採用につき）とする。
2. 逸失利益、間接損害及び特別損害は、故意又は重過失の場合を除き、賠償の対象外とする。

第16条（通知、協議及び変更）

1. 本契約に関する通知は、書面（電磁的方法を含む）により行う。
2. 本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は誠実に協議する。
3. 法令又は行政上の指針等の変更に対応するため、乙は本契約の改定案を提示できる。
4. 本契約の変更は、甲乙の書面（電磁的方法を含む）による合意によってのみ行う。

第17条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む）による承諾なく、本契約に基づく地位並びに本契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

第18条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠する。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

本契約は、書面又は電子署名その他電磁的方法により締結することができ、いずれの方法による場合も同等の効力を有する。書面で締結する場合、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

締結日：●年●月●日

【甲】

会社名：株式会社ABC

住所：大阪府大阪市北区梅田1-1-1

代表者名：大阪太郎 (印)

【乙】

会社名：株式会社Hatch PLANNING

住所：大阪府大阪市北区東天満2丁目2-4 アドバンス東天満ビル301

有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-304968

許可年月日：2025年9月1日

代表者名：代表取締役 柿花 健

